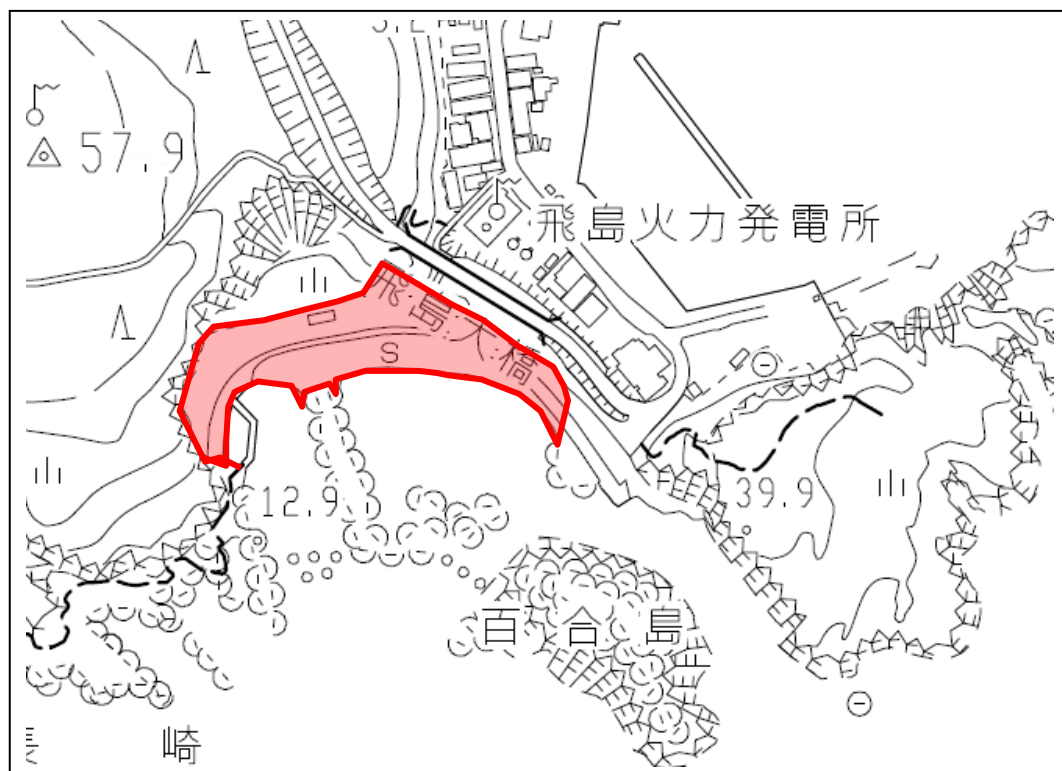


飛島海水浴場清掃業務委託 仕様書

- 1 件 名 飛島海水浴場清掃業務委託
- 2 委託場所 酒田市飛島字勝浦乙地内（飛島海水浴場）
- 3 委託期間 契約の日から令和8年7月8日まで
- 4 目 的 本業務は、飛島海水浴場の環境整備を目的に、海岸の飛砂撤去と漂着ごみの回収作業を行うものである。
- 5 内 容
- (1) 飛砂撤去作業
- 「(3) 作業区域図」内、海水浴場への通路について歩行者通行部分の飛砂撤去、除草作業を行うこと。撤去した飛砂、除いた草は、観光物産課指定の場所に集積すること。
- (2) 漂着ごみ等の回収作業
- 「(3) 作業区域図」内にある漂着ごみを回収すること。
- なお、漂着ごみは、可能な限り分別して回収し、観光物産課指定の場所（海岸内）に集積すること。流木についても同様とする。必要に応じてチェーンソー等を使用しても差し支えない。
- ※集積場所は受託業者と協議し決定することとします。
- ※集積したごみ等は飛散しないよう処置を行うこと。

(3) 作業区域図



6 報告書等の作成

委託業務完了後、遅滞なく次の書類を提出し、委託者の検査を受けること。

(1) 作業報告書 1部

※作業前・作業中・作業後の写真を添付すること。

(2) 完成通知書 2部

(3) 目的物引渡書 2部

(4) 請求書 1部

7 委託料の支払い

委託料は、業務完了後支払うものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料を請求できるものとし、委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

8 その他

(1) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の遂行に必要となる経費（資料作成等も含む）は契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

(3) その他、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。